

駐車監視員資格者認定申請書

令和 年 月 日

香川県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名
電 話 ()

申 請 者	本 籍			
	住 所			
	(ふりがな)		写 真	
	氏 名			
	生年月日	年 月 日		
	区 分	確認事務の委託の手続等に関する規則 ☐ 第10条第1項第1号 ☐ 第10条第1項第2号 ☐ 第10条第1項第3号 に該当する者		

認 定 考 査	※受 検 日	令和7年9月11日	※認定考查の結果	合 ・ 否
	※受 検 場 所	香川県警察本部 (1階・聴聞室)		
	※受 検 番 号			

備考 1 申請者は、※印欄に記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

注 意 事 項

駐車監視員資格者認定審査に合格しても道路交通法第 51 条の 13 第 1 項第 2 号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18 歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第 119 条の 2 の 4 第 2 項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して 2 年を経過しない者